

鈴鹿市人権教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第12号

鈴鹿市人権教育センター条例の一部を改正する条例

鈴鹿市人権教育センター条例（平成16年鈴鹿市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>（損害賠償）</p> <p>第6条 利用者は、センターの施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>（損害賠償）</p> <p>第6条 利用者は、センターの施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。